

高砂市議会臨時会議案

令和8年5月

目 次

ページ

高報第3号	専決処分をしたものにつき承認を求めることについて……………	1
高専第3号	高砂市市税条例の一部を改正する条例を定めることについて	
	て	
高報第4号	専決処分をしたものにつき承認を求めることについて……………	7
高専第4号	新築の住宅等に対して課する固定資産税軽減に関する条例 の一部を改正する条例を定めることについて	
高議第22号	指定管理者の指定について……………	11
高議第23号	高砂市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を定めるこ とについて……………	13
高予第19号	第1回令和8年度高砂市一般会計補正予算……………	15
高予第20号	第1回令和8年度高砂市水道事業会計補正予算……………	39
高予第21号	第1回令和8年度高砂市病院事業会計補正予算……………	51

高報第3号

専決処分をしたものにつき承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のおり専決処分したので、同条第3項の規定により承認を求める。

令和8年5月19日提出

高砂市長 都 倉 達 殊

高専第3号

高砂市市税条例の一部を改正する条例を定めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、高砂市市税条例の一部を改正する条例を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和8年3月31日

高砂市長 都 倉 達 殊

高砂市条例第 号

高砂市市税条例の一部を改正する条例

高砂市市税条例(昭和30年高砂市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第18条の3中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第19条中「、第71条の6第1項」を削り、同条第2号及び第3号中「第71条の6第1項の申告書、」を削る。

第33条第3項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に、「に係る所得を」を「(同号口に掲げるものを除く。以下この項において同じ。)に係る所得を」に改める。

第71条第1項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第71条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第1項」を「、前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第2項とする。

第71条の2第1項中「、軽自動車税の賦課徴収については」及び「前条第1項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者(以下この節において「三輪以上の軽自動車の取得者」という。)又は」を削り、同条第2項中「三輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第71条の3から第71条の8までを削る。

第72条(見出しを含む。)、第73条(見出しを含む。)、第74条の見出し並びに同条第1項及び第2項並びに第75条の2(見出しを含む。)中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第76条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改める。

第77条の見出し、第78条(見出しを含む。)並びに第79条の見出し並びに同条第1項、第2項、第4項及び第5項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第80条第2項中「第71条第3項ただし書」を「第71条第2項ただし書」

に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第6項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第3条の3の前の見出し及び同条を削る。

附則第3条の3の2に見出しとして「(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)」を付し、同条第1項中「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項」を「には、法附則第5条の4第5項」に改め、同条第2項中「附則第3条の3の2第1項」を「附則第3条の3第1項」に改め、同条を附則第3条の3とする。

附則第4条第2項中「、附則第3条の3の2第1項」を削る。

附則第6条の2第3項中「附則第15条第21項」を「附則第15条第20項」に改め、同条第4項中「附則第15条第22項第1号」を「附則第15条第21項第1号」に改め、同条第5項中「附則第15条第22項第2号」を「附則第15条第21項第2号」に改め、同条第6項中「附則第15条第22項第3号」を「附則第15条第21項第3号」に改め、同条第7項中「附則第15条第23項第1号」を「附則第15条第22項第1号」に改め、同条第8項中「附則第15条第23項第2号」を「附則第15条第22項第2号」に改め、同条第9項中「附則第15条第25項第1号イ」を「附則第15条第24項第1号イ」に、「 $\frac{2}{3}$ 」を「 $\frac{1}{2}$ 」に改め、同条第10項中「附則第15条第25項第1号ロ」を「附則第15条第24項第1号ロ」に、「 $\frac{2}{3}$ 」を「 $\frac{1}{2}$ 」に改め、同条第11項中「附則第15条第25項第1号ハ」を「附則第15条第24項第1号ハ」に、「 $\frac{2}{3}$ 」を「 $\frac{1}{2}$ 」に改め、同条第12項中「附則第15条第25項第1号ニ」を「附則第15条第24項第1号ニ」に、「 $\frac{2}{3}$ 」を「 $\frac{1}{2}$ 」に改め、同条第13項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に、「 $\frac{6}{7}$ 」を「 $\frac{3}{5}$ 」に改め、同条第14項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第24項第3号イ」に、「 $\frac{3}{4}$ 」を「 $\frac{2}{3}$ 」に改め、同条第15項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第24項第3号ロ」に、「 $\frac{3}{4}$ 」を「 $\frac{2}{3}$ 」に改め、同条第16項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第24項第4号」に改め、同条第17項から第19項までを削り、同条第20項中

「附則第15条第28項」を「附則第15条第27項」に改め、同項を同条第17項とし、同条第21項中「附則第15条第36項」を「附則第15条第35項」に改め、同項を同条第18項とし、同条第22項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同項を同条第19項とする。

附則第12条の2から第12条の6までを削る。

附則第13条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削る。

附則第13条の2の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を削り、「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項及び第3項中「の種別割」を削る。

附則第13条の3第3項第2号、第13条の4第3項第2号、第14条第3項第2号、第15条第5項第2号、第15条の2第2項第2号及び第15条の4第2項第2号中「、附則第3条の3第1項及び附則第3条の3の2第1項」を「及び附則第3条の3第1項」に改める。

附則第15条の5第2項第2号及び第5項第2号並びに第15条の6第2項第2号及び第5項第2号中「、第3条の3第1項及び第3条の3の2第1項」を「及び附則第3条の3第1項」に改める。

附則第16条の見出し中「附則第15条第36項等」を「附則第15条第35項等」に改め、同条第1項中「附則第15条第36項」を「附則第15条第35項」に改め、同条第2項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改める。

附則第19条中「第9項」を「第8項、第12項」に、「第17項」を「第18項」に、「第20項、第24項、第27項」を「第23項、第26項、第30項」に、「第33項」を「第35項」に、「第37項、第41項若しくは第44項」を

「第40項若しくは第43項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の高砂市市税条例(次条第1項において「新条例」という。)の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第2号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の三輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(高砂市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 高砂市市税条例等の一部を改正する条例(平成26年高砂市条例第14号)の一部を次のように改正する。

附則第6条中「の種別割」を削る。

高報第4号

専決処分をしたものにつき承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のおり専決処分したので、同条第3項の規定により承認を求める。

令和8年5月19日提出

高砂市長 都 倉 達 殊

高専第4号

新築の住宅等に対して課する固定資産税軽減に関する条例の一部を
改正する条例を定めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、新築
の住宅等に対して課する固定資産税軽減に関する条例の一部を改正する条例を
定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和8年3月31日

高砂市長 都 倉 達 殊

高砂市条例第 号

新築の住宅等に対して課する固定資産税軽減に関する条例の一部を
改正する条例

新築の住宅等に対して課する固定資産税軽減に関する条例（昭和39年高砂市
条例第28号）の一部を次のように改正する。

第3条第6項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、
同条第7項第4号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第24項」に改
め、同項第6号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」に改め、
同条第8項第5号及び第10項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第1
2条第32項」に改め、同条第13項中「附則第12条第19項」を「附則第1
2条第20項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

高議第 2 2 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 5 月 1 9 日提出

高砂市長 都 倉 達 殊

記

- 1 施設の名称
高砂市民病院
- 2 指定管理者となる団体
東京都千代田区平河町二丁目 6 番 3 号
公益社団法人地域医療振興協会
理事長 藤来 靖士
- 3 指定の期間
令和 9 年 4 月 1 日から令和 2 9 年 3 月 3 1 日まで

高議第23号

高砂市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

高砂市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和8年5月19日提出

高砂市長 都 倉 達 殊

高砂市条例第 号

高砂市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

高砂市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年高砂市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第9条の次に次の1条を加える。

（指定管理者の候補者選定の特例）

第9条の2 前条の規定にかかわらず、市長は、指定の期間の満了に伴い指定管理者を指定する場合で、指定管理者に指定されているもの（以下この条において「現指定管理者」という。）から提出させた事業計画書その他規則で定める書類を審査し、かつ、現指定管理者と協議を行い、現指定管理者が病院の設置の目的を最も効果的に達成することができると認められるときは、現指定管理者を指定管理者の候補者として選定することができる。

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。

第 1 回
令和 8 年度高砂市
一般会計補正予算

目 次

ページ

1	第1回	令和8年度高砂市一般会計補正予算	17
2	第1表	歳入歳出予算の補正	
	・	歳入	18
	・	歳出	24
		(予算に関する説明書)	
3		歳入歳出補正予算事項別明細書	
	(1)	総括	29
	(2)	歳入	32
	(3)	歳出	34

第1回 令和8年度高砂市一般会計補正予算

令和8年度高砂市の一般会計第1回補正予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ72,353千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43,049,408千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算の補正」による。

令和8年5月19日提出

高砂市長 都 倉 達 殊

第1表 歳入歳出予算の補正

歳 入

款	項
① 市 税	(1) 市 民 税
	(2) 固 定 資 産 税
	(3) 軽 自 動 車 税
	(4) 市 た ば こ 税
	(5) 都 市 計 画 税
② 地 方 譲 与 税	(1) 地 方 揮 発 油 譲 与 税
	(2) 自 動 車 重 量 譲 与 税
	(3) 森 林 環 境 譲 与 税
	(4) 特 別 と ん 譲 与 税
③ 利 子 割 交 付 金	(1) 利 子 割 交 付 金
④ 配 当 割 交 付 金	(1) 配 当 割 交 付 金
⑤ 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	(1) 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金
⑥ 法 人 事 業 税 交 付 金	(1) 法 人 事 業 税 交 付 金
⑦ 地 方 消 費 税 交 付 金	(1) 地 方 消 費 税 交 付 金
⑧ 地 方 特 例 交 付 金	(1) 地 方 特 例 交 付 金
⑨ 地 方 交 付 税	(1) 地 方 交 付 税
⑩ 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	(1) 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
17,096,000	0	17,096,000
5,865,000	0	5,865,000
9,009,000	0	9,009,000
249,000	0	249,000
600,000	0	600,000
1,373,000	0	1,373,000
213,997	0	213,997
38,000	0	38,000
163,000	0	163,000
10,997	0	10,997
2,000	0	2,000
33,000	0	33,000
33,000	0	33,000
173,000	0	173,000
173,000	0	173,000
245,000	0	245,000
245,000	0	245,000
263,000	0	263,000
263,000	0	263,000
2,420,000	0	2,420,000
2,420,000	0	2,420,000
169,000	0	169,000
169,000	0	169,000
3,920,000	0	3,920,000
3,920,000	0	3,920,000
18,495	0	18,495
18,495	0	18,495

一般会計

款	項
⑪ 分 担 金 及 び 負 担 金	
	(1) 分 担 金
	(2) 負 担 金
⑫ 使 用 料 及 び 手 数 料	
	(1) 使 用 料
	(2) 手 数 料
⑬ 国 庫 支 出 金	
	(1) 国 庫 負 担 金
	(2) 国 庫 補 助 金
	(3) 委 託 金
⑭ 県 支 出 金	
	(1) 県 負 担 金
	(2) 県 補 助 金
	(3) 委 託 金
⑮ 財 産 収 入	
	(1) 財 産 運 用 収 入
	(2) 財 産 売 払 収 入
⑯ 寄 附 金	
	(1) 寄 附 金
⑰ 繰 入 金	
	(1) 基 金 繰 入 金
	(2) 他 会 計 繰 入 金
⑱ 繰 越 金	
	(1) 繰 越 金
⑲ 諸 収 入	
	(1) 延 滞 金 、 加 算 金 及 び 過 料
	(2) 預 金 利 子

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
24,779	0	24,779
2,430	0	2,430
22,349	0	22,349
790,521	0	790,521
367,422	0	367,422
423,099	0	423,099
7,925,760	0	7,925,760
6,168,674	0	6,168,674
1,733,540	0	1,733,540
23,546	0	23,546
3,137,030	0	3,137,030
2,084,529	0	2,084,529
860,294	0	860,294
192,207	0	192,207
48,712	0	48,712
48,402	0	48,402
310	0	310
793,600	0	793,600
793,600	0	793,600
1,826,428	72,353	1,898,781
1,755,809	72,353	1,828,162
70,619	0	70,619
1	0	1
1	0	1
1,905,632	0	1,905,632
10,000	0	10,000
15,000	0	15,000

一般会計

款	項
	(3) 貸 付 金 元 利 収 入
	(4) 受 託 事 業 収 入
	(5) 雜 入
⑳ 市 債	(1) 市 債
歳 入	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
465,822	0	465,822
158,537	0	158,537
1,256,273	0	1,256,273
1,973,100	0	1,973,100
1,973,100	0	1,973,100
42,977,055	72,353	43,049,408

一般会計

款	項
① 議 会 費	(1) 議 会 費
② 総 務 費	(1) 総 務 管 理 費
	(2) 徴 税 費
	(3) 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費
	(4) 選 挙 費
	(5) 統 計 調 査 費
	(6) 監 査 委 員 費
③ 民 生 費	(1) 社 会 福 祉 費
	(2) 高 齢 者 福 祉 費
	(3) 児 童 福 祉 費
	(4) 生 活 保 護 費
	(5) 災 害 救 助 費
④ 衛 生 費	(1) 保 健 衛 生 費
	(2) 清 掃 費
⑤ 労 働 費	(1) 労 働 諸 費
⑥ 農 林 水 産 業 費	(1) 農 業 費
	(2) 水 産 業 費
⑦ 商 工 費	(1) 商 工 費
⑧ 土 木 費	(1) 土 木 管 理 費

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
324,945	0	324,945
324,945	0	324,945
5,256,507	△42,296	5,214,211
4,434,469	△42,296	4,392,173
394,884	0	394,884
261,767	0	261,767
114,241	0	114,241
17,079	0	17,079
34,067	0	34,067
18,289,761	0	18,289,761
6,885,883	0	6,885,883
1,908,118	0	1,908,118
7,146,437	0	7,146,437
2,348,611	0	2,348,611
712	0	712
5,399,524	114,649	5,514,173
3,476,608	114,649	3,591,257
1,922,916	0	1,922,916
60,727	0	60,727
60,727	0	60,727
229,429	0	229,429
195,059	0	195,059
34,370	0	34,370
994,085	0	994,085
994,085	0	994,085
3,899,720	0	3,899,720
20,495	0	20,495

一般会計

款	項
	(2) 道路橋りょう費
	(3) 河川費
	(4) 港湾費
	(5) 住宅費
	(6) 下水道費
	⑨ 都市計画費
⑩ 消防費	(1) 消防費
⑪ 教育費	(1) 教育総務費
	(2) 小学校費
	(3) 中学校費
	(4) 社会教育費
	(5) 青少年対策費
	⑫ 災害復旧費
⑬ 公債費	(1) 公債費
	⑭ 諸支出金
⑮ 予備費	(1) 予備費
	歳出

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
1,451,734	0	1,451,734
96,416	0	96,416
560	0	560
77,492	0	77,492
2,253,023	0	2,253,023
632,469	0	632,469
632,469	0	632,469
1,716,306	0	1,716,306
1,716,306	0	1,716,306
2,980,234	0	2,980,234
1,003,442	0	1,003,442
1,066,990	0	1,066,990
593,213	0	593,213
303,108	0	303,108
13,481	0	13,481
1	0	1
1	0	1
3,157,347	0	3,157,347
3,157,347	0	3,157,347
6,000	0	6,000
6,000	0	6,000
30,000	0	30,000
30,000	0	30,000
42,977,055	72,353	43,049,408

一般会計

歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
① 市 税	17,096,000	0	17,096,000
② 地 方 譲 与 税	213,997	0	213,997
③ 利 子 割 交 付 金	33,000	0	33,000
④ 配 当 割 交 付 金	173,000	0	173,000
⑤ 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	245,000	0	245,000
⑥ 法 人 事 業 税 交 付 金	263,000	0	263,000
⑦ 地 方 消 費 税 交 付 金	2,420,000	0	2,420,000
⑧ 地 方 特 例 交 付 金	169,000	0	169,000
⑨ 地 方 交 付 税	3,920,000	0	3,920,000
⑩ 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	18,495	0	18,495
⑪ 分 担 金 及 び 負 担 金	24,779	0	24,779
⑫ 使 用 料 及 び 手 数 料	790,521	0	790,521
⑬ 国 庫 支 出 金	7,925,760	0	7,925,760
⑭ 県 支 出 金	3,137,030	0	3,137,030
⑮ 財 産 収 入	48,712	0	48,712
⑯ 寄 附 金	793,600	0	793,600
⑰ 繰 入 金	1,826,428	72,353	1,898,781
⑱ 繰 越 金	1	0	1
⑲ 諸 収 入	1,905,632	0	1,905,632
⑳ 市 債	1,973,100	0	1,973,100
歳 入 合 計	42,977,055	72,353	43,049,408

一般会計

歳 出

款	補正前の額	補正額	計
① 議会費	324,945	0	324,945
② 総務費	5,256,507	△42,296	5,214,211
③ 民生費	18,289,761	0	18,289,761
④ 衛生費	5,399,524	114,649	5,514,173
⑤ 労働費	60,727	0	60,727
⑥ 農林水産業費	229,429	0	229,429
⑦ 商工費	994,085	0	994,085
⑧ 土木費	3,899,720	0	3,899,720
⑨ 都市計画費	632,469	0	632,469
⑩ 消防費	1,716,306	0	1,716,306
⑪ 教育費	2,980,234	0	2,980,234
⑫ 災害復旧費	1	0	1
⑬ 公債費	3,157,347	0	3,157,347
⑭ 諸支出金	6,000	0	6,000
⑮ 予備費	30,000	0	30,000
歳出合計	42,977,055	72,353	43,049,408

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳				
特 定 財 源				一 般 財 源
国 庫 支 出 金	県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
0	0	0	0	0
△42,296	0	0	0	0
0	0	0	0	0
42,296	0	0	0	72,353
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	72,353

一般会計

[款] ⑰ 繰入金

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
⑰ 繰入金	1,826,428	72,353	1,898,781
(1) 基金繰入金	1,755,809	72,353	1,828,162
1 財政調整基金繰入金	1,547,748	72,353	1,620,101

入

(単位 : 千円)

節		説明
区分	金額	
1 財政調整基金繰入金	72,353	(財政課) 財政調整基金繰入金 72,353

一般会計

[款] ② 総務費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳
② 総務費	5,256,507	△42,296	5,214,211	特定財源 △42,296 一般財源 0
(1) 総務管理費	4,434,469	△42,296	4,392,173	特定財源 △42,296 一般財源 0
24 物価高騰対応重点 点支援費	692,167	△42,296	649,871	特定財源 △42,296 (内訳) 国庫支出金 △42,296 一般財源 0

出

(単位 : 千円)

節		説明
区分	金額	
12 委託料	△42,296	(企画課) 家計応援事業 委託料 ○プリペイド型ギフトカード配布業務委託料

【 △42,296】

[△42,296]

△42,296

一般会計

[款] ④ 衛生費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳
④ 衛生費	5,399,524	114,649	5,514,173	特定財源 42,296 一般財源 72,353
(1) 保健衛生費	3,476,608	114,649	3,591,257	特定財源 42,296 一般財源 72,353
1 保健衛生総務費	2,532,168	114,649	2,646,817	特定財源 42,296 (内訳) 国庫支出金 42,296 一般財源 72,353

(単位 : 千円)

節		説明
区分	金額	
27 繰出金	114,649	(財政課) 水道事業会計繰出事業 繰出金 【 74,649】 〔 74,649〕 水道事業会計へ繰出金 74,649 病院事業会計繰出事業 繰出金 【 40,000】 〔 40,000〕 病院事業会計へ繰出金 40,000

一般会計

第 1 回
令和 8 年度高砂市
水道事業会計
補 正 予 算

第1回 令和8年度高砂市水道事業会計補正予算

(総 則)

第1条 令和8年度水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出の補正)

第2条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	収 入		(計)
	(既決予定額)	(補正予定額)	
第1款 水道事業収益	1,734,935 千円	550 千円	1,735,485 千円
第1項 営業収益	1,388,406 千円	△ 74,099 千円	1,314,307 千円
第2項 営業外収益	346,527 千円	74,649 千円	421,176 千円

(科 目)	支 出		(計)
	(既決予定額)	(補正予定額)	
第1款 水道事業費用	1,443,706 千円	550 千円	1,444,256 千円
第1項 営業費用	1,292,175 千円	550 千円	1,292,725 千円

令和8年5月19日提出

高砂市長 都 倉 達 殊

令和8年度高砂市水道事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 水道事業収益			1,734,935	550	1,735,485
	1 営業収益		1,388,406	△ 74,099	1,314,307
		1 給水収益	1,284,756	△ 74,099	1,210,657
	2 営業外収益		346,527	74,649	421,176
		2 他会計繰入金	77,992	74,649	152,641

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 水道事業費用			1,443,706	550	1,444,256
	1 営業費用		1,292,175	550	1,292,725
		5 総係費	166,399	550	166,949

令和8年度高砂市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和8年4月1日から令和9年3月31日まで)

(単位 :千円)

区 分	既決予定額	補正予定額	計
1 業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益	289,387	0	289,387
減価償却費	453,006	0	453,006
引当金の増減額(△は減少)	111	0	111
長期前受金戻入額	△ 231,303	0	△ 231,303
受取利息及び受取配当金	△ 1	0	△ 1
支払利息	87,528	0	87,528
固定資産除却費	31,175	0	31,175
固定資産売却損益	0	0	0
未収金の増減額(△は増加)	1,131	0	1,131
未払金の増減額(△は減少)	5,696	0	5,696
預り金の増減額(△は減少)	0	0	0
小計	636,730	0	636,730
利息及び配当金の受取額	1	0	1
利息の支払額	△ 87,528	0	△ 87,528
業務活動によるキャッシュ・フロー	549,203	0	549,203
2 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出	△ 2,108,417	0	△ 2,108,417
有形固定資産の売却による収入	2	0	2
有形固定資産の取得に係る寄附金収入	6,836	0	6,836
無形固定資産の取得による支出	0	0	0
負担金収入	416,700	0	416,700
国庫補助金等収入	14,775	0	14,775
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,670,104	0	△ 1,670,104
3 財務活動によるキャッシュ・フロー			
企業債の発行による収入	1,597,100	0	1,597,100
企業債の償還による支出	△ 330,603	0	△ 330,603
リース債務の返済による支出	0	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,266,497	0	1,266,497
現金及び現金同等物の増加額	145,596	0	145,596
現金及び現金同等物の期首残高	1,334,229	0	1,334,229
現金及び現金同等物の期末残高	1,479,825	0	1,479,825

令和8年度高砂市水道事業予定貸借対照表
(令和9年3月31日)

資 産 の 部

(単位：千円)

1 固 定 資 産			
(1) 有 形 固 定 資 産			
イ 土 地		482,354	
ロ 立 木		6,930	
ハ 建 物	363,526		
減価償却累計額	<u>△ 279,209</u>	84,317	
ニ 構 築 物	5,348,593		
減価償却累計額	<u>△ 1,801,456</u>	3,547,137	
ホ 送 配 水 管	17,021,879		
減価償却累計額	<u>△ 8,272,512</u>	8,749,367	
ヘ 機 械 及 び 装 置	4,732,541		
減価償却累計額	<u>△ 4,105,308</u>	627,233	
ト 量 水 器	212,274		
減価償却累計額	<u>△ 110,581</u>	101,693	
チ 車 両 運 搬 具	32,510		
減価償却累計額	<u>△ 12,674</u>	19,836	
リ 工 具 器 具 備 品	71,242		
減価償却累計額	<u>△ 67,896</u>	3,346	
ヌ リ ー ス 資 産	0		
減価償却累計額	<u>0</u>	0	
ル 建 設 仮 勘 定		172,128	
有形固定資産合計			13,794,341
(2) 無 形 固 定 資 産			
イ 電 話 加 入 権		243	
ロ 施 設 利 用 権		0	
無形固定資産合計			243
(3) 投 資			
イ 長 期 貸 付 金		0	
投資合計			0
固定資産合計			<u>13,794,584</u>
2 流 動 資 産			
(1) 現 金 預 金		1,479,825	
(2) 未 収 金		94,590	
貸倒引当金	<u>△ 1,392</u>	93,198	
(3) 前 払 費 用		502	
流動資産合計			1,573,525
資産合計			<u><u>15,368,109</u></u>

負債の部

3 固定負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良企業債	6,006,091		
企業債合計		6,006,091	
(2) リース債務		0	
固定負債合計			6,006,091
4 流動負債			
(1) 一時借入金		0	
(2) 企業債			
イ 建設改良企業債	313,108		
企業債合計		313,108	
(3) リース債務		0	
(4) 未払金		200,920	
(5) 前受金		2,928	
(6) 預り金		65,048	
(7) 引当金			
イ 賞与引当金	7,266		
引当金合計		7,266	
流動負債合計			589,270
5 繰延収益			
(1) 長期前受金		12,193,182	
(2) 収益化累計額		△ 6,492,237	
繰延収益合計			5,700,945
負債合計			12,296,306

資本の部

6 資本金			147,978
7 剰余金			
(1) 資本剰余金			
資本剰余金合計		0	
(2) 利益剰余金			
イ 当年度未処分			
利益剰余金	2,923,825		
利益剰余金合計		2,923,825	
剰余金合計			2,923,825
資本合計			3,071,803
負債・資本合計			15,368,109

予算説明書

収益的収入及び支出

収 入

款	項	目	節	既決予定額
1 水道事業収益				1,734,935
	1 営業収益			1,388,406
		1 給水収益		1,284,756
			1 水道料金	1,284,756
	2 営業外収益			346,527
		2 他会計繰入金		77,992
			1 他会計繰入金	77,992

支 出

款	項	目	節	既決予定額
1 水道事業費用				1,443,706
	1 営業費用			1,292,175
		5 総係費		166,399
			16 委託料	103,439

(単位 : 千円)

補正予定額	計	備	考
550	1,735,485		
△ 74,099	1,314,307		
△ 74,099	1,210,657		
△ 74,099	1,210,657	水道料金減額	△ 74,099
74,649	421,176		
74,649	152,641		
74,649	152,641	一般会計繰入金追加	74,649

(単位 : 千円)

補正予定額	計	備	考
550	1,444,256		
550	1,292,725		
550	166,949		
550	103,989	水道料金システム減免対応業務委託料追加	550

第 1 回
令和 8 年度高砂市
病院事業会計
補 正 予 算

第1回 令和8年度 高砂市病院事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和8年度高砂市病院事業会計補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出の補正)

第2条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収 入			
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 病院事業収益	6,379,788千円	40,000千円	6,419,788千円
第4項 特別利益	1,968,708千円	40,000千円	2,008,708千円
支 出			
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 病院事業費用	5,719,675千円	40,000千円	5,759,675千円
第4項 特別損失	600,002千円	40,000千円	640,002千円

(債務負担行為)

第3条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
指定管理者運営交付金	令和8年度から令和28年度まで	11,600,000千円

(他会計からの補助金の補正)

第4条 予算第8条中「1,599,497千円」を「1,639,497千円」に改める。

令和8年5月19日提出

高砂市長 都倉 達殊

令和8年度 高砂市病院事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
①病院事業収益			6,379,788	40,000	6,419,788
	4 特別利益		1,968,708	40,000	2,008,708
		2 他会計繰入金	600,000	40,000	640,000

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
①病院事業費用			5,719,675	40,000	5,759,675
	4 特別損失		600,002	40,000	640,002
		3 その他特別損失	600,000	40,000	640,000

令和8年度高砂市病院事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和8年4月1日から令和9年3月31日まで)

(単位:千円)

区分	既決予定額	補正予定額	計
I 業務活動によるキャッシュ・フロー			
1 当年度純利益	665,633	0	665,633
2 減価償却費	369,206	0	369,206
3 引当金増加額	△ 1,575,990	0	△ 1,575,990
4 長期前受金戻入	△ 186,470	0	△ 186,470
5 受取利息	△ 1	0	△ 1
6 支払利息	15,921	0	15,921
7 固定資産除却費	8,000	0	8,000
8 看護師確保経費	3,749	0	3,749
9 特別利益戻入益	0	0	0
10 特別利益一般会計繰入金	△ 600,000	△ 40,000	△ 640,000
11 特別損失	600,000	40,000	640,000
12 未収金の減少(△増加)	0	0	0
13 貯蔵品の減少(△増加)	0	0	0
14 その他流動資産の減少(△増加)	6,776	0	6,776
15 未払金の増加(△減少)	0	0	0
16 その他流動負債の増加(△減少)	0	0	0
17 長期前払消費税の減少(△増加)	△ 4,305	0	△ 4,305
小 計	△ 697,481	0	△ 697,481
18 利息の受取額	1	0	1
19 利息の支払額	△ 15,921	0	△ 15,921
20 特別利益一般会計繰入金の収入額	600,000	40,000	640,000
21 特別損失の支払額	△ 600,000	△ 40,000	△ 640,000
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 713,401	0	△ 713,401
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
1 有形固定資産の取得による支出	△ 206,272	0	△ 206,272
2 一般会計からの繰入金による収入	611,419	0	611,419
3 修学資金貸付による支出	△ 9,409	0	△ 9,409
4 修学資金貸付返還による収入	1	0	1
投資活動によるキャッシュ・フロー	395,739	0	395,739
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
1 企業債の発行による収入	0	0	0
2 企業債の償還による支出	△ 824,558	0	△ 824,558
3 リース債務の返済による支出	△ 109,469	0	△ 109,469
4 一時借入れによる収入	0	0	0
5 一時借入金の返済による支出	0	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 934,027	0	△ 934,027
IV 現金及び現金同等物の増加額	△ 1,251,689	0	△ 1,251,689
V 現金及び現金同等物の期首残高	1,457,601	0	1,457,601
VI 現金及び現金同等物の期末残高	205,912	0	205,912

債務負担行為に関する調書

(単位:千円)

事項	限度額	前年度末までの支払 義務発生(見込)額		当該年度以降の支払 義務発生額		左の財源内訳	
		期間	金額	期間	金額	病院収益	企業債
補正前の額	1,533,074	—	170,534	—	1,362,540	1,362,540	0
指定管理者運営交付金	11,600,000	—	—	自令和8年度 至令和28年度	11,600,000	11,600,000	0
合計	13,133,074	—	170,534	—	12,962,540	12,962,540	0

令和8年度高砂市病院事業予定貸借対照表
(令和9年3月31日)

資 産 の 部

(単位:円)

1	固 定 資 産			
(1)	有 形 固 定 資 産			
	イ 土 地		1,750,640,222	
	ロ 建 物	9,222,986,441		
	建物減価償却累計額	<u>△ 6,964,848,235</u>	2,258,138,206	
	ハ 構 築 物	184,749,062		
	構築物減価償却累計額	<u>△ 175,511,610</u>	9,237,452	
	ニ 器 械 備 品	2,752,176,604		
	器械備品減価償却累計額	<u>△ 2,215,595,478</u>	536,581,126	
	ホ 車 両	2,190,418		
	車両減価償却累計額	<u>△ 1,942,424</u>	247,994	
	ヘ リ ー ス 資 産	528,894,000		
	リース資産減価償却累計額	<u>△ 124,359,590</u>	404,534,410	
	ト 建 設 仮 勘 定			
	有形固定資産合計		<u>4,959,379,410</u>	
(2)	無 形 固 定 資 産			
	イ 施 設 利 用 権		0	
	ロ その他無形固定資産		0	
	無形固定資産合計		<u>0</u>	
(3)	投 資			
	イ 修 学 資 金 貸 付 金		27,135,864	
	ロ 長 期 前 払 消 費 税		<u>90,385,156</u>	
	投 資 合 計		<u>117,521,020</u>	
	固 定 資 産 合 計			<u>5,076,900,430</u>
2	流 動 資 産			
(1)	現 金 預 金		205,911,639	
(2)	未 収 金	596,615,636		
	貸 倒 引 当 金	<u>△ 5,020,000</u>	591,595,636	
(3)	貯 蔵 品		0	
(4)	前 払 費 用		<u>73,507</u>	
	流 動 資 産 合 計		<u>797,580,782</u>	
	資 産 合 計			<u><u>5,874,481,212</u></u>

負債の部

(単位:円)

3	固定負債			
(1)	企業債			
	イ 建設改良費等企業債	0		
	ロ その他企業債	0		
	企業債合計		0	
(2)	他会計借入金		0	
(3)	リース債務		206,059,850	
(4)	引当金			
	イ 退職給付引当金	0		
	引当金合計		0	
	固定負債合計			206,059,850
4	流動負債			
(1)	一時借入金		0	
(2)	企業債			
	イ 建設改良費等企業債	0		
	ロ その他企業債	0		
	企業債合計		0	
(3)	リース債務		112,342,437	
(4)	未払金		562,582,654	
(5)	未払費用		75,720,739	
(6)	引当金			
	イ 賞与引当金	0		
	引当金合計		0	
(7)	預り金		20,845,560	
	流動負債合計			771,491,390
5	繰延収益			
(1)	長期前受金		3,743,908,315	
	長期前受金収益化累計額		<u>△ 2,445,961,121</u>	
	繰延収益合計			<u>1,297,947,194</u>
	負債合計			2,275,498,434

資本の部

6	資本金			
(1)	自己資本		<u>10,659,957,589</u>	
	資本金合計			10,659,957,589
7	剰余金			
(1)	資本剰余金		0	
(2)	欠損金			
	イ 繰越欠損金	7,726,607,811		
	ロ 当年度純利益	<u>665,633,000</u>		
	欠損金合計		<u>7,060,974,811</u>	
	剰余金合計			<u>△ 7,060,974,811</u>
	資本合計			<u>3,598,982,778</u>
	負債資本合計			<u><u>5,874,481,212</u></u>

予 算 説 明 書

収 益 的 収 入 及 び 支 出

収 入

款	項	目	節	既決予定額	
①病院事業収益				6,379,788	
	4 特別利益			1,968,708	
		2 他会計繰入金			600,000
				一般会計繰入金	600,000

支 出

款	項	目	節	既決予定額	
①病院事業費用				5,719,675	
	4 特別損失			600,002	
		3 その他特別損失			600,000
				その他特別損失	600,000

(単位:千円)

補正予定額	計	備考
40,000	6,419,788	
40,000	2,008,708	
40,000	640,000	
40,000	640,000	指定管理者制度への移行に伴う準備交付金

(単位:千円)

補正予定額	計	備考
40,000	5,759,675	
40,000	640,002	
40,000	640,000	
40,000	640,000	指定管理者制度への移行に伴う準備交付金